

# オホーツク地域孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム設置要綱

## (目的)

第1条 本プラットフォーム（以下、「本会」という。）はオホーツク総合振興局管内における孤独・孤立対策を推進するため、行政機関とNPO等支援団体との官民連携等を強化することにより、取組の推進につなげることを目的とする。

## (活動内容)

第2条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる取組を行う。

- (1) 行政機関及びNPO等支援団体の活動内容の共有及び業務連携の機会の提供
- (2) 孤独・孤立対策に関連する地域課題の共有
- (3) 孤独・孤立対策に係る当事者等への支援体制の整備、地域づくり等に関する取組
- (4) 住民への情報発信、普及啓発
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な取組

## (構成団体)

第3条 本会は、設置の目的に賛同する会員及び協力会員により組織する。

- (1) 会員  
孤独・孤立対策に関連する取組を行う市町村及び市町村社会福祉協議会、前号以外のNPO等支援団体
- (2) 協力会員  
孤独・孤立対策に関心が高く、第2条に掲げる活動に可能な範囲で協力する団体

## (本会への参画)

第4条 会員及び協力会員として参画を希望する団体（市町村及び市町村社会福祉協議会を除く。）は、別に定める方法により事務局へ申込みを行うものとし、事務局において、次の各号に掲げる事項等を確認した上で、参画が適切であると認める場合には、参画することができる。

なお、協力会員については、第2号の確認を不要とする。

- (1) 孤独・孤立対策に関連する事業を現に行っている団体等であること
- (2) これまでに市町村や社協、相談支援機関等の関係機関と連携し、活動した実績があること
- (3) 支援活動が営利や宗教的又は政治的活動を目的とするものではないこと
- (4) 暴力団等反社会的勢力と関係がなく、公序良俗に反する行為や違反行為がないこと

## (本会からの退会・除名)

第5条 本会を退会しようとする団体等は、その意思を書面によりオホーツク総合振興局に届け出ることで退会することができる。

また、団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、オホーツク総合振興局は職権により除名することができる。

- (1) 1年以上、連絡がとれないとき
- (2) 本要綱に違反又は本会の信用を著しく害したとき
- (3) 団体等が解散又は営業を停止したとき
- (4) 暴力団等反社会的勢力であること又は反社会的勢力と関係があることが判明したとき
- (5) その他本会の運営に当たり、重大な支障が生じると認められたとき

## (プラットフォーム会議の構成)

第6条 会員により構成するプラットフォーム会議を設置する。

2 協力会員は、プラットフォーム会議を傍聴することができる。

(プラットフォーム会議の運営)

第7条 プラットフォーム会議は、年1回開催することを原則とし、その他、必要に応じて開催することができるものとする。

2 プラットフォーム会議には、必要に応じて会員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第8条 プラットフォームに係る活動の必要に応じて、幹事会を設置することができる。

(事務局)

第9条 本会の事務局をオホーツク総合振興局保健環境部社会福祉課に置く。

(その他)

第10条 本要綱に定めがあるもののほか、本会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

本要綱は、令和7年(2025年)2月25日から施行する。